

報告第 5 号

令和 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 3 年度川崎市卸売市場事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 6 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和3年度 川崎市卸売市場

事業特別会計繰越明許費繰越計算書

1 地方自治法第213条第1項の規定による繰越額

款	項	事業名	金額
卸売市場 1 事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	114,824,000
		南部市場施設整備事業	50,165,000
	合計		

翌年度 繰越額	左の財源内訳				繰入金
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
71,433,000	2,433,000	-	69,000,000	-	-
27,097,000	11,097,000	-	16,000,000	-	-
98,530,000	13,530,000	-	85,000,000	-	-